

ハウテツガクコンワカイノガイキョウ

九州大学法哲学懇話会

<https://doi.org/10.15017/1667>

出版情報：法政研究. 40 (2/4), pp.207-210, 1974-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



法哲学懇話会の概況

第九回 昭和四七年五月二〇日

報告者 稲垣良典（九大文学部教授）

テーマ 法的正義の理論

「法的正義」という用語でただちに連想されるのは、法の原則を厳格かつ齊一的に適用することを通じて実現される場所の正義、すなわち「適法性」と同一視されるような正義であろう。これはわれわれにとっても明らかな正義の概念である。しかし、それはそれ自体においても明らかな正義の概念ではない。そこで法的正義の理論は、この、われわれにとっても明らかな正義の概念から出発し、それが成立する根拠をできるかぎり探求してゆく、という仕方で形成することができるであろう。いいかえると、適法性としての正義という概念に内含されているものを、しだいに明示的なものにしてゆくという手続きによって、法的正義の理論を建設することができるであろう。

適法性としての正義は、「法の下なる正義」であり、ここでは法がなんであるかは自明的なものとして問われぬ。いいかえると、法は自己完結的と解されている。ここでとどまるのが正義に関する実定法主義ないしは法実証主義の立場である。伝

統的な正義理論の定式にしたがうと、正義を交換的正義に限る立場である。しかし、ここでは、およそ認識の名に値いするのは経験科学的、一義的な認識であるとの秘められた前提が作用しており、このことの反省を通じて、正義の探求をさらにおし進める道が開かれる。

手がかりになるのはL・L・フラーの「法を法たらしめる道徳」（法の内面道徳）に関する理論であり、その考察を通じて、「法の下なる正義」は「法の正義」ないしは「法に内在する正義」（配分正義）を前提とし、それにたいして開かれたものであることがあきらかにされる。ところが法に内在する正義は、法がめざす目標としての公共福祉を前提として成立するものであり、公共福祉そのものについては問わない。

ところが、公共福祉そのものを可能にするような正義があり、これがアリストテレスやトマス・アクィナスによって法的正義と呼ばれていたものであること、そしてこれがそれ自体においても明らかな正義の概念にあたるものと思われる。それは法を超越するところの正義である——なぜなら、法の目標たる公共福祉ないしは「共通善」を自らの固有対象とするような正義であるから。じつはこの意味での法的正義は、正義の共同体的側面（共通善）と、その人格的側面（徳としての正義）という、一見互いに対立する二つの側面が、そこにおいて究極の統一を見出すべき正義であり、そこにこの正義の概念がわれわれにとってもっとも理解困難なものである理由も、見出

される。

第十回 昭和四八年一月一三日

報告者 吉田 勇(九大産業労働研究所助手)

テーマ ヴェーバー『法社会学』における『形式合理的』法思考の問題性をめぐって

(1) 本報告は、普遍的合理化の運命の認識というヴェーバーの問題関心の一端を、近代法の「形式合理性」の論理構造のうちに探るための予備考察である。

(2) 社会学的「法」概念は、社会的行為論と強制的「構造」の特質によって定義される。つまり「秩序」の経験的実効性(主観的期待の客観的シャンスの存在)が、秩序づけられた「強制装置」によって外的に保障されるとき、その「秩序」を「法」という。この「法」概念は、とくに経済行為との因果連関の説明に向けて構成されている。

(3) 「近代法」の特徴をなす「形式合理性」概念は、広義では「予測可能性」を、狭義では、「論理的合理性」を意味する。狭義のそれは、一九世紀後半のドイツの普遍法学の法思考からの「理念型」的抽象である。イギリス的法思考は、広義のそれに含まれる。合理的資本主義と「適合的」因果連関を有するのは、広義のそれ。法裁判の予測可能な機能である。大陸法とくにドイツ的な「論理的合理的」法思考の構造によるかかる機能が「理念型」的方法上のみならず実際研究の上でもより重視されているので、ヴェーバーの「形式合理的」法思考は、「近代

法」の一般理論的特徴ではなく、より限定的に、ドイツ的法思考の論理構造の特徴だと解した方がよい。

(4) ヴェーバーにあっては、「一般的法命題」と合理的「判決理由」と実際の裁判官の「主観的」法思考過程とが明確に区別されていないために、「主観的」法思考と実際の経過とは、研究者からみた場合の法思考の構造に即して理論化されていず、唯、「論理的合理性」と「実質的合理性」との「矛盾」として提示されている。

第一一回 昭和四八年九月二二日

報告者 水波 朗(九大法学部教授)

テーマ ダバンの抵抗権論

報告者の著書「法の観念——ジャン・ダバンとその周辺——」(一九七一年)は、抵抗権を論ずることを欠いていたが、実はダバンにとって、抵抗権論はその法思想の中軸に位している重要な論点であって、ダバンの大著「実定法秩序の哲学」の棹尾の百数十頁を飾っている。それで「法政研究」第三九卷二四合併号に「ダバンの抵抗権論」を加えたのであったが、この日の報告は、その一部を敷衍したものである。

まずアリストテレスと聖トマス主義の伝統的な自然法概念に従って、自然法とは各個の歴史的・具体的に実存する人間の本性(個別的本性)の法則であることが強調され、さらに事をそれぞれの国家の現実の政治生活を実在的に規定している政治的自然法(あるいは自然法的憲法)に限定して、その数多くの原

則が枚挙された。そしてそれら政治的自衛法の諸原則のうち、法治原理、權威原理、抵抗権原理の三者が殊にとり出され、この三者の矛盾することなき連関のべられたが、このことは、抵抗権行使がそれに向けられる「不正な法」を、權威原理がある以上それに抵抗できぬ「不当な法」から区別するための判定基準としての自然法や、その認識の様態を論ずることと、結びつくものであった。さらにダバンに即して抵抗権行使の条件や様態が吟吟された。最後に抵抗権の本質にかんする三説、(一)法規矛盾説、(二)緊急避難説、(三)正当防衛説が検討された後、正しい法秩序の全体を保障するため人民が、不正な法を強制する権力者に「制裁」を加えることに、抵抗権の本質のあることが結論された。

第一二回 昭和四八年一月二四日

報告者 三島淑臣(九大法学部助教授)

テーマ ドイツ理想主義とフランス革命

本報告はかつて「近代思想史研究会」においてなされた共同研究(「フランス革命の思想的インパクト」)での報告者の分担部分に関する研究成果を、骨子としてなされたものである。政治思想史をテーマとする共同研究の性格上、報告の主題は必ずしも法哲学懇話会の本旨にそったものとは言えないが、ドイツ観念論法哲学の発展をその生きた生成の姿でとらえるという点から言えば、法哲学と全く無関係とも言えないのではないかと思われるので、あえて主題として取り上げた次第である。

さて、報告は主として次の三つの問題群をめぐってなされた。①ドイツ観念論のフランス革命受容Ⅱ対決を規定したドイツ的諸前提について。②カントとフィヒテのフランス革命への対応。③そこから彼らが産み出した理想主義的な法Ⅱ政治思想の歴史的位づけ。なお、これらの問題を考察する際の基礎的視角として、従来しばしばなされたようにフランス革命をもっぱら光とし、それに背反する限りでのドイツ観念論を陰と見做す、といった態度を取るべきではなく、むしろこのいわゆる陰(Ⅱドイツ的偏差)の中から近代批判の思想的萌芽を掘り出して行くような分析能力が採らるべきことが予じめ強調されたことを付言しておかなければならない。

そこで、まず第一の問題については、いわゆる「ドイツ的諸前提」のうち、従来こうした連関でよく取り上げられるドイツの政治的・社会的後進性の問題と並んで、否むしろそれより一層決定的比重をもつものとして、ルターのプロテスタンティズムとカントの批判哲学との精神史的意義が主要に問題にされた。とくにルターのプロテスタンティズムは、ドイツ近代精神がそこから、そこへと生起する根源的地平であること、また別してルターの宗教改革のはらむ思想的二面性がカントに始まるドイツ観念論の革命思考に決定的影響を与えていること等が指摘された。次に第二の問題については、カントにおいて革命の問題は主として「魂の回心」という宗教的Ⅱ倫理的実存変革の問題へと収斂され、この倫理化された終末論的視座の中では社

会的に政治的変革に関する漸進主義的・改良主義的帰結が不可避となつてゐること、これに反してフイヒテの場合はラディカルな政治的・社会的急進主義思想の展開・発展がなされるとともに、その哲学的背景として近代市民主体の革命的尖鋭化・創造主体主義の絶対化が行われていること等が説明された。そして最後に第三の問題に関して、主として市民的主体・市民社会的原理の批判の立場から、カントとフイヒテの理想主義的思想總体の批判的總括がなされ、後期フイヒテのナショナルリズムからヘーゲルの市民社会批判に至るドイツ観念論の発展過程に向けての素描的展望がなされた。

ただし、最後の問題は、時間的限定もあつて論旨が充分に展開されず、単なる「まとめ」のようなものにならざるを得なかつたことは残念であつた。